

報告第6号

令和7年度西海市水道事業会計補正予算（第2号）の専決処分の  
承認について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により、別紙のとおり専決処分したので、同条第3項の規定により、これを報告し、承認を求める。

令和8年5月11日

西海市長 瀬川 光之

## 令和7年度西海市水道事業会計補正予算（第2号）

（総則）

第1条 令和7年度西海市水道事業会計の補正予算（第2号）は、次に定めるところによる。

（企業債の補正）

第2条 令和7年度西海市水道事業会計予算第5条に定めた企業債の利率を、次のように改める。

起債の目的	補正前				補正後			
	限度額 (千円)	起債の 方法	利率	償還の方法	限度額 (千円)	起債の 方法	利率	償還の方法
送配水管布 設替事業	134,400	証書 借入	<u>年利4.0%以内</u> (ただし、利率見直 し方式で借り入れる 政府資金及び地方公 共団体金融機構資金 について、利率の見 直しを行った後にお いては、当該見直し 後の利率)	借入先の融資 条件による。 ただし企業財 政その他の都 合により、繰 上償還又は低 利に借り換え ることができる。	(補正前に 同じ)	(補正前 に同じ)	<u>年利6.0%以内</u> (ただし、利率見直 し方式で借り入れる 政府資金及び地方公 共団体金融機構資金 について、利率の見 直しを行った後にお いては、当該見直し 後の利率)	(補正前に 同じ)
水道施設整 備事業	358,100				(補正前に 同じ)			
水道統合事 業	75,000				(補正前に 同じ)			

令和8年3月31日 専決

西海市長 瀬川 光之